

「定款」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 定款の一部改正新旧対照表	1
2 . 定款施行規則の一部改正新旧対照表	3

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第19条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>当該会員が他の会社と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併(次条第6号及び第9号に掲げるものを除く。)</u></p> <p>(2) <u>分割による事業の一部の他の会社への承継(次条第9号に掲げるものを除く。)</u></p> <p>(3) <u>分割による事業の全部又は一部の他の会社からの承継(次条第7号、第9号及び第10号に掲げるものを除く。)</u></p> <p>(4) <u>事業の一部の譲渡(次条第9号に掲げるものを除く。)</u></p> <p>(5) <u>事業の全部又は一部の譲受け(次条第8号、第9号及び第11号に掲げるものを除く。)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>会員は、第1項の承認を受けた場合において、財務状況その他の本所が必要と認める事項について本所から報告を求められたときは、直ちにその内容を本所に報告しなければならない。</u></p> <p>(届出事項)</p> <p>第20条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け</p>	<p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第19条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 合併</p> <p>(2) <u>分割による事業の全部若しくは重要な一部の他の会社への承継又は他の会社からの承継</u></p> <p>(3) <u>事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第20条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け</p>

出なければならない。

- (1) 証券業の廃止
- (2) 当該会員が他の会社と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該会員が他の会社と合併して会社を設立する場合の当該合併
- (3) 合併及び破産手続開始の決定以外の事由による解散
- (4) 分割による事業の全部の他の会社への承継
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 当該会員が他の会員と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併
- (7) 分割による事業の全部の他の会員からの承継
- (8) 事業の全部の他の会員からの譲受け
- (9) 前条第 1 項各号に掲げる行為で、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）において株主総会の決議又は承認を要しないとされているもの
- (10) 分割による事業の全部又は一部の完全子会社からの承継
- (11) 事業の全部又は一部の完全子会社からの譲受け
- (12) 商号又は名称の変更（英文の商号又は名称の変更を含む。）
- (13) 役員の変更

付 則

この改正規定は、平成 1 9 年 6 月 1 日から施行する。

出なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 役員の変更
- (3) 役員以外の会社の役員への就任又は退任
- (4) 国内の他の証券取引所又は外国の証券取引所への加入又は脱退（取引資格の取得又は喪失を含む。）

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第 4 条 定款第 2 1 条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>法第 3 4 条第 3 項若しくは第 6 項 (これらの規定を外国証券会社に関する法律第 1 4 条第 1 項において準用する場合を含む。) の届出を行ったとき、又は法第 3 4 条第 4 項 (外国証券会社に関する法律第 1 4 条第 1 項において準用する場合を含む。) の承認を受けたとき。</u></p> <p>(5) ・ (6) (略)</p> <p>(7) <u>定款の変更 (商号又は名称の変更 (英文の商号又は名称の変更を含む。) の場合を除く。)</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(9) の 2 <u>総株主の議決権 (株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使できない株式についての議決権を除き、会社法第 8 7 9 条第 3 項の規定により議決権</u></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第 4 条 定款第 2 1 条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p><u>(1) 証券業の廃止又は合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散に係る公告をしたとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) ・ (6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(新設)</p>

を有するものとみなされる株式につ
いての議決権を含む。)又は出資に係
る議決権の過半数が一の個人又は他
の一の法人その他の団体によって保
有されることを知ったとき。

(10) (略)

(10)の2 役員が他の会社その他の法人
の役員に就任又は退任したとき。

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(13)の2 本所における有価証券の売買
等に関し、法令等に違反する行為又は
本所諸規則に違反する行為が行われ
たことを知ったとき。

(14) 国内の他の証券取引所又は外国の
証券取引所への加入又は脱退(取引資
格の取得又は喪失を含む。)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(25)の2 本所における有価証券の売買
等に関し、使用しているシステム又は
機器に障害が発生したことを知った
とき。

(26) 前各号に掲げる場合のほか、内閣総理大

(9) (略)

(新設)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(新設)

(新設)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(新設)

(24) 前各号に掲げる場合のほか、内閣総理大

臣、金融庁長官若しくは証券取引等監視委員会に申請、届出、報告若しくは資料の提出を行った場合又は財務大臣、財務局長若しくは財務支局長に資料の提出、説明その他の協力を行った場合で、本所がその報告の必要があると認めるとき。

付 則

この改正規定は、平成19年6月1日から施行する。

臣、金融庁長官若しくは証券取引等監視委員会に申請、届出、報告若しくは資料の提出を行った場合又は財務大臣に資料の提出、説明その他の協力を行った場合で、本所がその報告の必要があると認めるとき。